

エリア回遊型イベント開催等事業（街なかリーディング促進事業）

公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、佐賀市が発注する「エリア回遊型イベント開催等事業（街なかリーディング促進事業）」を受託する事業者（以下「受託者」という。）を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めるものとする。

2 業務目的

SAGAアリーナの開業により、多彩なイベントが通年的に開催され、交流人口の拡大が図られている中で、来訪者を街なかへ誘導し、消費行動を促進することが期待されている。

本業務は、SAGAアリーナをはじめとする集客施設・催事等により生まれる人流を、中央大通り（駅周辺（駅前中央1丁目）を除く）沿い又は4核構想エリアの店舗、商店街、公共施設等へ誘導し、街なかにおける滞在、回遊及び消費行動を促進するための企画を実施するものである。

実施に当たっては、単に特定のイベント会場へ集客することにとどまらず、来訪者が街なかを歩き、店舗を利用し、複数の地点を巡り、街なかの魅力を体験することにつながる内容とすること。また、店舗、商店街、関係団体等との連携・協力により、事業終了後も街なかへの来訪や消費につながる契機となることを目指す。

3 業務概要

(1) 業務名

エリア回遊型イベント開催等事業（街なかリーディング促進事業）

(2) 業務内容

別紙「委託業務仕様書」のとおり

(3) 公募型プロポーザルに係る委託料上限額

11,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(4) 業務期間

契約締結日から令和9年2月28日（日）まで

4 提案参加要件

(1) 参加資格

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

なお、複数の事業者で構成する共同企業体による応募は、認めないものとする。

- ① 佐賀市内に本店を置く法人その他の団体であること。

- ② 令和 8 年度において佐賀市物品購入等競争入札参加資格を有すること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ④ 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑤ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 2 年法律第 5 4 号）に抵触する行為を行っていない者であること。
- ⑥ 企画提案書の提出期限までの間、佐賀市から指名停止等の措置を受けていない者であること。
- ⑦ 市区町村税並びに消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- ⑧ 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではないこと及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ⑨ 過去 5 年以内に、国、地方公共団体、公共的団体又は民間事業者から受注した、イベント企画運営、中心市街地活性化、観光誘客、販売促進、シティプロモーション、スポーツ・音楽イベント関連業務その他本業務に類似する業務実績（現在、契約履行中のものを含む。）を有すること。

(2) 複数提案参加の禁止

提案参加者は、1 つの提案のみとする。

(3) 業務の再委託

佐賀市の承諾を得た場合に限り、本業務の一部を第三者に再委託させることができる。

5 スケジュール

公募から契約締結までのスケジュールは、次のとおりとする。

項目	期日
公募開始	令和8年6月10日（水）
質問の受付	令和8年6月18日（木）17時まで〔必着〕
質問の回答	令和8年6月19日（金）
参加表明書の提出	令和8年6月25日（木）17時まで〔必着〕
企画提案書の提出	令和8年7月3日（金）17時まで〔必着〕
審査（プレゼンテーション等）	令和8年7月上旬〔予定〕
審査結果の通知	令和8年7月中旬〔予定〕
業務委託契約の締結	令和8年7月中旬〔予定〕

6 質問の受付及び回答

(1) 提出書類

質問書（様式第1号）

(2) 提出期限

令和8年6月18日（木）17時まで〔必着〕

(3) 提出方法

- ① 電子メールにより質問書を提出すること。
- ② 電子メールの件名は、「プロポーザル質問（回遊型イベント）」とすること。
- ③ 受信確認のため、メール送信後に電話連絡をすること。
- ④ 指定の様式によらない質問及び提出期限を過ぎた質問は、一切受け付けない。

(4) 提出先

佐賀市 経済部 中心市街地振興室 [E-mail] shigaichi@city.saga.lg.jp
[TEL] 0952-40-7104

(5) 回答方法

- ① 質問に対する回答は、質疑応答集を作成し、令和8年6月19日（金）を目途に、佐賀市ホームページに掲載するとともに、電子メールにより回答する。
なお、当該回答内容は、本実施要領及び委託業務仕様書を追加又は修正するものとみなす。
- ② 電子メールは、質問書を提出したメールアドレス宛に送信（返信）する。
- ③ 質疑応答集において、質問を行った事業者名は、公表しない。
- ④ 質問書の内容について不明な点等がある場合は、質問者に対して電話により確認を行う。

7 参加表明

(1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式第2号）
- ② 法人登記に係る履歴事項全部証明書（その他の団体で法人登記がない場合は、定款その他の規約）
- ③ 市区町村税に滞納がないことを証明できる書類（所在市区町村が発行する完納証明書等）
- ④ 消費税及び地方消費税に滞納がないことを証明できる書類（納税証明書その3の3）

※②～④については、参加表明書提出時の現状を証明するものであり、かつ、発行後3か月以内のもの（写し可）に限る。

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出期限

令和8年6月25日（木）17時まで〔必着〕

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限までに必着とする。）

(5) 提出先

佐賀市 経済部 中心市街地振興室

〒840-8501 佐賀市栄町1番1号（佐賀市役所本庁舎6階）

(6) 受理通知書の送付

参加表明書を受理した場合、提出書類に基づき参加資格を確認の上、参加表明書に記載されたメールアドレス宛に、電子メールにより参加表明書受理通知書（様式第3号）を送付する。

(7) その他

参加表明書を提出していない者からの応募（企画提案書の提出）は、一切受け付けない。

8 企画提案書の提出

(1) 提出書類

- ① 企画提案書（様式第4号）

- ② 企画書（任意様式）

ア 日本産業規格A4判印刷で30頁以内を目安とする。

イ 委託業務仕様書に基づき、提案者のノウハウ、企画等を提案し、特色が分かりやすいものとする。具体的には、下表の事項に基づき記載すること。図表等を用いることも可とする。

企画概要	○業務目的を勘案し、企画提案の考え方、コンセプト等について、簡潔に記載すること。
企画内容	○委託業務仕様書（業務内容）に基づき、企画提案の具体的な内容等について、 <u>業務のポイント（別紙「審査基準」参照）</u> に留意の上、記載すること。 ○提案者からの独自提案（特筆すべき事項）がある場合、具体的に記載すること。
実施体制	○企画提案を遂行する業務実施体制（人員配置を含む。）について記載すること。 ○業務の一部を再委託する場合は、全事業者を明らかにし、各々の役割分担を明確に記載すること。
工程表	○全体スケジュール及び業務の進行管理について記載すること。

③ 業務実績表（様式第 5 号）

④ 費用見積書（様式第 6 号）

※見積価格は、委託料上限額を超えないものとする。

⑤ 積算内訳書（任意様式）

※上記④の見積に係る積算内訳が分かるもの

⑥ 誓約書（様式第 7 号）

(2) 提出部数

提出書類のうち①～⑤は正本を各 1 部、副本を各 9 部提出し、⑥は正本を 1 部提出すること。

(3) 提出期限

令和 8 年 7 月 3 日（金）17 時まで〔必着〕

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限までに必着とする。）

(5) 提出先

佐賀市 経済部 中心市街地振興室

〒840-8501 佐賀市栄町 1 番 1 号（佐賀市役所本庁舎 6 階）

(6) 留意事項

① 横書き、長辺綴じを標準とし、文字サイズは 10 ポイント以上とすること。

② 提案内容の要点が分かるよう、簡潔に記載すること。

③ イラスト、図表等の使用は可とするが、制限枚数の範囲内に収めること。

④ 専門用語等を使用する場合、平易な用語による脚注を付記するなどの対応を行い、評価者が特段の専門的知識を有していなくても評価できる企画提案書を

作成すること。

9 審査（受託候補者の選定）

(1) 審査方法

- ① 審査は、プレゼンテーション及びヒアリングにより構成する。
- ② 審査は、佐賀市に設置する「街なかリーディング促進事業（回遊型イベント開催等事業）受託者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が行い、選定委員会による審査を経て、順位を決定し、最も点数の高い提案者を受託候補者とする。
- ③ 実施日程（予定）は、令和8年7月上旬とする。なお、実施時間、場所等の詳細は、別途連絡する。
- ④ プレゼンテーションは、1者につき35分（説明20分以内、質疑応答15分程度）を予定し、順次個別に行う。
- ⑤ プレゼンテーションの説明は、企画提案書に基づくものとする。
- ⑥ プレゼンテーションは、パソコン等を使用し、モニターに投影する方法を採ることを認める。この場合、モニターに投影するものと同じ資料をプレゼンテーション開始前までに事務局に10部提出すること。なお、この資料は、企画提案書の範囲を超えた内容は認めない。
- ⑦ モニターは、佐賀市において用意する。ただし、プレゼンテーションに必要なパソコン等の機器類は、提案者において用意すること。なお、実施場所は、インターネット回線を使用できる環境でないことに留意すること。
- ⑧ プレゼンテーションに出席できる人数は最大4名とする。
- ⑨ プレゼンテーションに欠席する場合、本プロポーザルを辞退したものとみなす。ただし、災害、交通機関の事故等、真にやむを得ない事由により出席できないと判断される場合は、この限りでない。この場合、その後の対応については、佐賀市の指示に従うこと。

(2) 審査基準、評点基準

審査（評価）は、加算方式による総合評価方式で行い、審査の項目、視点等は、別紙「審査基準」及び「評点基準」のとおりとする。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、すべての提案者の得点を明示した書面により、個別に通知するとともに、佐賀市ホームページにおいて受託候補者名を公表する。なお、得点の内訳等の審査内容について説明を求めること及び審査結果に対する異議を申し立てることはできないものとする。

1 0 契約

- (1) 受託候補者選定後、受託候補者は事務局と業務の詳細について協議し、協議が整ったときは、速やかに契約の締結を行う。なお、契約対象となる業務内容は、企画提案書の内容を基本とし、佐賀市と受託候補者との協議により、必要な修正を加えた上で決定する。また、提出された費用見積書は、契約金額を保証するものではないため、契約段階において改めて見積書の提出を求める。
- (2) 協議が整わないとき又は受託候補者が参加資格の要件を欠いたときは、審査により順位付けされた上位の者から順に同様の協議を行うものとする。

1 1 失格

次のいずれかに該当するときは、失格とする場合がある。

- (1) 本実施要領で定めた提出方法、提出先、提出期限等に適合しないとき。
- (2) 本実施要領で定めた条件及び様式に適合しないとき。
- (3) 提出書類に記載すべき事項が記載されていないとき。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (5) 契約までの間に、参加資格要件に定める要件を満たさなくなったとき。
- (6) 審査に影響を与えるような不正行為があったとき。
- (7) 著しく信義に反する行為があったとき。

1 2 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る経費は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書の返却はしない。
- (3) 提出された企画提案書は、提案者に無断で使用しない。ただし、本プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲においては、企画提案書の複製、保存等を行う場合がある。
- (4) 参加表明書の提出後、審査により受託候補者が選定されるまでは、参加辞退届（様式第8号）をもって申し出ることにより、参加辞退ができるものとする。
- (5) 契約締結後に受託者が参加資格要件を満たしていないことが判明したとき又は財務状況の悪化等により業務の履行が確実でない認められるとき若しくは社会的信用を著しく損なうなど、受託者としてふさわしくないと認められるときは、佐賀市は契約を解除し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとする。

1 3 事務局

佐賀市 経済部 中心市街地振興室 再生係（担当：土田、平田）

〒840-8501 佐賀市栄町1番1号（佐賀市役所本庁舎6階）

[TEL] 0952-40-7104

[FAX] 0952-40-7399

[E-mail] shigaichi@city.saga.lg.jp